

第2編 投資信託及び投資法人に関する業務

1種

2種

問 1 次の文章のうち、正しいものに○を、正しくないものに×をつけなさい。

1. 投資信託とは、一般に多くの投資家から集めた資金（信託財産）を1つにまとめて、運用の専門機関が分散投資を行い、運用の成果を持分にに応じて投資家に還元する仕組みの金融商品である。
2. 投資信託は、主として有価証券に投資するものに限定されず、不動産や不動産の貸借権に投資することもできる。
3. 委託者指図型投資信託においては、「投資信託契約」は、一つの金融商品取引業者を委託者とし、一つの信託会社又は信託業務を営む認可金融機関を受託者とした両者の間で締結される。
4. 委託者指図型投資信託の受益証券を発行するためには、あらかじめ委託者、受託者及び受益者の三者間で投資信託約款に基づく信託契約が締結されていなければならない。
5. 投資信託委託会社が委託者指図型投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出た投資信託約款によらなければならない。
6. 委託者指図型投資信託において、投資信託の募集の取扱いを行う金融商品取引業者は、投資信託委託会社との間で投資信託契約を締結しなければならない。

問 2 次の文章のうち、正しいものに○を、正しくないものに×をつけなさい。

1. 投資信託は不特定かつ多数の投資者を対象とするものであるから、一定の限られた投資者を対象とする投資信託は認められていない。
2. 特定又は少数の投資家を対象に設定される投資信託で、2人から49人までの投資家を対象とするものを「一般投資家私募」という。
3. オーダーメイド的な性格が強い公募投資信託については、その運用やディスクロージャーに関する規制は、私募投資信託より緩やかである。
4. 投資信託は、種類によって元本が保証されているものと、元本が保証されていないものに分類される。
5. 証券投資信託とは投資信託財産の総額の3分の1を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とした投資信託をいう。
6. 委託者非指図型投資信託では、投資信託の信託財産を主として有価証券に投資する投資信託契約を締結することは認められていない。

問 3 次の文章のうち、正しいものに○を、正しくないものに×をつけなさい。

1. クローズド・エンド型投資信託において、その価格は市場の実勢に左右され、基金(ファンド)の純資産価額とは、必ずしも一致しない。
2. オープン・エンド型の発行証券は市場でしか売買されないが、クローズド・エンド型の発行証券は純資産価額(基準価額)に基づいて換金が行われる。
3. クローズド・エンド型の発行証券を換金するには市場で売却するしかない。
4. クローズド期間とは、信託約款によりあらかじめ配当を行わないと決めた期間のことをいう。
5. 証券投資信託において、あらかじめ投資信託約款で解約請求することができない期間を定める場合があり、この期間を無分配期間という。

第2編 投資信託及び投資法人に関する業務

問 1		
1.	☐	
2.	☐	
3.	☐	
4.	☒	委託者指図型投資信託において、投資信託契約は委託者及び受託者の二者間で締結されます。
5.	☐	
6.	☒	投資信託委託業者と投資信託契約を締結するのは、受託者（信託会社又は信託業務を営む金融機関）であって、募集の取扱いを行う販売会社ではありません。
問 2		
1.	☒	一定の限られた投資者を対象とするもの（私募投資信託）も認められています。
2.	☐	
3.	☒	オーダーメイド的な性格が強いのは私募投資信託であり、その運用やディスクロージャーに関する規制は、公募投資信託より緩やかです。
4.	☒	投資信託は、すべて元本が保証されているものではありません。
5.	☒	証券投資信託とは、投資信託財産の総額の50%（2分の1）を超える額を有価証券に対する投資として運用することを目的とした投資信託をいいます。
6.	☐	委託者非指図型投資信託では「証券投資信託」の設定はできません。
問 3		
1.	☐	
2.	☒	オープン・エンド型の発行証券の買戻し（解約）は純資産価額に基づいて行われます。
3.	☐	
4.	☒	クローズド期間とは、あらかじめ投資信託約款で定めた解約請求できない期間のことをいいます。
5.	☒	あらかじめ投資信託約款で定める、解約請求することができない期間は「クローズド期間」といいます。無分配期間ではありません。
問 4		4 番
イ.	☐	
ロ.	☐	
ハ.	☐	